

みどり環境局外部機関との共同研究開発等に関する要綱

制 定 令和6年4月1日

最近改正 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市みどり環境局（以下、「局」という。）が保有する技術知識や施設等と、公的な研究機関や民間事業者等の外部機関（以下、「外部機関」という。）が保有する先端技術や情報等を組み合わせ、本市の行政目的に合致した新規性に富んだ研究、技術開発等を積極的に推進するために必要な事項について定める。

(定義)

第2条 共同研究は、研究開発の内容・形態により、次のとおり分類し定義する。

(1) 公募型共同研究

早期に解決が必要とされる課題等について、外部機関の持つ先端技術や情報等を活用するため、局が共同研究を公募し、局と外部機関が応分の責任と負担をもって行う調査、研究及び実験等をいう。

(2) 提案型共同研究

外部機関からの特別な技術による研究の提案に対して、局と外部機関が共同で行う調査、研究及び実験等をいう。なお、研究に関する直接的な費用は外部機関の負担とする。

(3) 自主研究

外部機関が局の施設等を利用し、局の協力を得て、外部機関の責任と負担により自主的に行う調査、研究及び実験等をいう。

(研究担当課の指定及び役割)

第3条 共同研究又自主研究（以下「研究等」という。）は実施するときは、研究に必要な協議、契約、協定事務、進捗管理、成果の確認及び公開に係る手続き等を所管する研究担当課を審査会等で定める。

2 自主研究においては、施設等の所管課を研究担当課とする。

3 研究担当課は、必要に応じ、関係課と連携してデータを提供、施設利用調整、安全管理、成果物管理、知的財産、秘密情報の取扱い及び成果の周知等を行う。

(外部機関の適用要件)

第4条 外部機関は、次に示すいずれかの機関とする。

(1) 国及び地方自治体並びにこれらの関係機関

(2) (1)に準じた公的な研究機関

(3) 大学等教育機関

(4) 局の行政目的に合致する特別な技術等を持っていると審査会等が判断した民間事業者及び団体

(研究開発等の対象)

第5条 共同で実施する研究開発等は、次に示すいずれかに関する研究等とする。

- (1) 環境保全及び公害対策に資するもの
- (2) 環境等に係る測定方法及び分析方法等に資するもの
- (3) 河川、海域及び地域の環境改善等に資するもの
- (4) 緑化及び農業等に関する技術の開発等に資するもの
- (5) その他、局の行政目的に合致する特別な研究等と判断されるもの

(要綱の適用除外)

第6条 前条で定める研究開発等の対象に関する規定は、次の各号の一に該当する場合は適用しない。

- (1) 国及び地方自治体等の関係機関との共同研究開発等のうち、別途にその取り組みに関して定めのある場合
- (2) 研究担当課において共同研究の相手方と覚書、協定その他名称の如何を問わず共同研究に関連する個別の合意が締結されている場合
- (3) 他の法令等による定めがある場合

(公募型共同研究審査会等の設置)

第7条 共同研究開発等の円滑な実施・運用等を図るための組織（以下、「審査会等」という。）を設置する。

- 2 審査会等の名称、委員、幹事（以下、「委員等」という。）及び所掌事務は、別表のとおりとする。
- 3 委員長又は幹事長は、必要に応じて、学識経験者及び局内外の課長級以上の職員等を臨時の委員として審査会等に参画させることができる。
- 4 委員長又は幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、出席委員等から互選し、選出された委員等がその職務を代理する。
- 5 審査会等の定足数は、委員等の過半数を原則とする。

なお審査会等の開催において定足数に満たない場合は、審査会を開催せず、打合せ要旨の決裁により審査会等の決定に変えることができる。

- 6 審査会等は、原則非公開とする。
- 7 審査会等は、書面にて開催できる。

(共同研究開発等の採否)

第8条 共同研究開発等の採否は、審査会等で外部機関の適用要件に適合し、研究開発等の対象であること及び採否の基準をすべて満たすことを出席者の全会一致で確認した上で決定する。

- 2 審査会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長又は幹事長の決するところによる。
- 3 第2条第3項に定める自主研究においては、幹事会に諮らず、研究担当課で採否を決定することができる。
- 4 前項の場合において、研究担当課は、自主研究の採否の結果を幹事会に報告する。

(採否の基準)

第9条 共同研究開発等の採否の基準は、次のとおりとする。

- (1) 研究等の目的が明確であり、その目的が局の行政目的に合致していること
- (2) 新規性又は進歩性に富んでいる研究等であること
- (3) 研究等の成果が期待できる又は実用化の可能性を有していること
- (4) 研究等の工程が明確かつ適切であること
- (5) 研究等に要する費用が明確であり、外部機関がその費用負担能力を有していること
- (6) 研究等により局の一般行政運営が阻害されないこと

(研究協定の締結等)

第10条 研究等の内容、方法及び費用負担、知的財産権等に関して局と外部機関で協議を行い、その結果を相互の協定として締結する。

2 自主研究においては、局が外部機関に承諾書を発行する。

3 研究協定の締結又は承諾書の発行（以下、「協定等」という。）ができない著しい事由が発生した場合は、協定等を留保することができる。

(研究会)

第11条 公募型及び提案型共同研究を実施するに際しては、研究の円滑な進行のため、必要に応じて、関係課及び共同研究者をもって研究会を設置することができる。

(研究等の報告)

第12条 外部機関は、必要に応じて、また局の要求に応じて研究等の経過を局に報告しなければならない。

2 外部機関は、研究等の終了時に報告書を作成し、局に提出しなければならない。

3 報告書を受領した研究等の担当課は、審査会等に研究結果の報告を行う。

4 事務局は、全ての研究結果をとりまとめ、必要に応じて局内外に周知を行う。

(研究等の終了通知)

第13条 局は、審査会等において研究結果の報告を受けた後、外部機関に対して研究が終了した旨を通知するものとする。

(データ提供等の協力)

第13条 研究担当課は、第4条に規定する研究開発等に関し、当該研究開発等を実施する共同研究の相手方その他適当と認める者から求めがあった場合には、保有するデータの提供その他必要な協力を行うことができる。

(庶務)

第14条 審査会等の庶務・運営は、環境科学研究所において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるものの他、事務手続等については、別途に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

名 称	委員等	所掌事務
公募型 共同研 究審査 会	委員長：戦略企画部長 委 員：総務部長 公園緑地部長 農政部長 環境保全部長 戦略企画課長 総務課長 環境科学研究所長	公募型共同研究における審 査、選定及び研究成果の確認等 を行う。
幹事会	幹事長：戦略企画課長 幹 事：総務課長 公園緑地管理課長 農政推進課長 環境管理課長 環境科学研究所長	提案型共同研究及び自主研究 の審査並びに研究成果の確認等 を行う。また、公募型共同研究 においては、審査会への議事選 定を行う。